

ロシア連邦大統領令

いくつかの外国国家によるロシア産原油および石油製品に対する上限価格設定に関連した、 燃料エネルギー部門における特別経済措置の適用について

ロシア産の原油および石油製品に対する上限価格設定を目的としたアメリカ合衆国ならびに同国に加わった外国国家および国際機関の非友好的で国際法に反する行動に関連して、ロシア連邦の国益を保護するため、かつ連邦法2006年12月30日付第281-FZ号「特別経済措置および強制措置について」、同2010年12月28日付第390-FZ号「安全について」および同2018年6月4日付第127-FZ号「アメリカ合衆国およびその他の外国国家の非友好的行動への対応（対抗）措置について」にしたがい、以下を決定する：

1. アメリカ合衆国および同国に加わった外国国家による、ロシア産石油および石油製品が上記諸外国国家が定める上限価格（上限価格設定メカニズム）を超える価格で販売される場合における、ロシア産原油および石油製品の海上輸送、そうした輸送に係わるサービスの提供に対する禁止措置の導入を受けて、供給契約に直接または間接に条件価格設定メカニズムの利用が盛り込まれていることを条件に、ロシア産原油および石油製品の外国法人および自然人への供給を禁止する。この禁止措置は最終購入者にいたるまでの供給のすべての段階に適用される。

2. 本令に定めるロシア産原油供給禁止措置は、本令の発効日より適用される。

3. 本令に定めるロシア産石油製品入禁止措置は、ロシア連邦政府が定める日から、ただし本令の発効日以降の日より適用される。

4. 本令によってその実施が禁止されるロシア産原油および石油製品の供給は、ロシア連邦大統領の特別決定にもとづいて実施することができる。

5. ロシア連邦政府は以下を行う：

a) 本令の条項の適用対象となる物品のユーラシア経済連合対外経済活動統一商品分類コードによるコード番号の一覧を制定する；

b) 本令に定めるロシア産石油製品供給禁止措置の適用が開始される日を決定する；

c) 本令に定める禁止措置を実現するための文書を採択する；

d) 本令第1項の履行状況をモニタリングする手順を定める。

6. ロシア連邦エネルギー省は、ロシア連邦政府が定める手順により、定期的に本令第1項の履行状況のモニタリングを行う。

7. ロシア連邦エネルギー省に、ロシア連邦財務省との合意の上で、本令適用に関する諸問題についての公式の説明を行う権利を与える。

8. 燃料エネルギー部門の活動の諸問題に関する省庁間作業部会に、本令履行状況の監督を委ねる。

9. 本令は2023年2月1日をもって発効し、2023年7月1日まで有効となる。

ロシア連邦大統領 V.プーチン

モスクワ、クレムリン

2022年12月27日

第961号